

平成30年3月28日

告示第36号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉法人が社会福祉充実残額（法第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額をいう。）を活用し、地域公益事業（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たり、その事業内容及び事業区域における需要について意見聴取を行う環境を整備するため、岩見沢市社会福祉法人地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の福祉課題に関すること。
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見
- (4) 関係機関との連携に関すること。

2 協議会は、前項各号に掲げる事項のほか、必要に応じて次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公益事業の実施状況の確認及び助言に関すること。
- (2) 地域の関係者による取組及び課題の共有に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、協議会が必要と認める事項

(委員等)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民生委員・児童委員

- (3) 地域住民の代表者
- (4) ボランティア団体の構成員
- (5) 保健医療・福祉サービス事業関係者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。